

## 施設使用料金等に関するFAQ

Q1 施設使用料とは別にシーツ等洗濯料が発生するのか。

いいえ。シーツ等洗濯料は不要です。

Q2 同じ団体内でも年齢等に応じて施設使用料に差が生じる、という理解で間違いないか。

はい。そのとおりです。

Q3 料金区分を証明するために別途証明書を提示する必要はあるか。

(学生の場合、学生証を提示する、など)

必要に応じて提示を求める場合があります。

Q4 自団体の学生が、どの料金区分に該当するか確認したい。

お問い合わせ先まで、個別にお問い合わせ願います。

Q5 幼児(年少未満)・幼児(年少～年長)とは、利用時点での年齢が基準となるか。

いいえ。利用する年度の4月2日から翌年度の4月1日の間に3歳に到達する者までが「幼児(年少未満)」、6歳に到達する者までが「幼児(年少～年長)」となります。

**例) 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に利用する場合**

令和4年4月2日生まれ以降：幼児(年少未満)

令和元年4月2日生まれ以降令和4年4月1日生まれまで：幼児(年少～年長)

Q6 「子供(小学生～高校生)」における高校生の範囲とは。

- ① 高等学校・専修学校高等課程等、高校に相当する学校に在籍する者が対象となります。
- ② ①に該当しない場合、利用する年度の4月2日から翌年度の4月1日の間に18歳に到達する者までが対象となります。

Q7 「学生(大学生等)」における大学生等の範囲とは。

大学・大学校・短大等、大学に相当する学校に在籍する者が対象となります。

**Q 8 「要保護・準要保護世帯を対象とした減免制度」とは何か。**

学校団体（部活・サークルを含む）として利用する該当世帯の小学生～高校生の子供（及び就学前～高校生の子供たちにおいては帯同する大人を含む）を対象にした施設使用料減免制度です。

制度の利用にあたっては、申請書の提出が必要となります。

**【減免後の料金一覧】**

	対象	減免後の料金	備考
施設使用料（宿泊棟泊）	子供（小学生～高校生）	300円／1泊	
	大人	300円／1泊	※就学前～高校生の子供たちに帯同する大人が対象。
施設使用料（テント泊）	大人	300円／1泊	

**Q 9 「特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体を対象とした減免制度」とは何か。**

経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体等を対象とした施設使用料減免制度です。（ただし、当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。）

制度の利用にあたっては、申請書の提出が必要となります。

**【減免後の料金一覧】**

	対象	減免後の料金	備考
施設使用料（宿泊棟泊）	子供（小学生～高校生）	300円／1泊	
	学生（大学生等）	300円／1泊	※就学前～高校生の子供たちに帯同する場合。
	大人	300円／1泊	
施設使用料（テント泊）	学生（大学生等）	300円／1泊	または子供たちの活動の下見の場合が対象。
	大人	300円／1泊	

**Q 10 「要保護・準要保護世帯を対象とした減免制度」及び「特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体を対象とした減免制度」の申請をしたい。**

以下、<お問い合わせ先>までご連絡ください。

申請書の様式データをメールにてお送りします。

**申請書の提出は、ご利用の1週間前まで**を目安にお願いをします。

なお、申請書の「代表者」欄には、組織の代表者名をご記入ください。

<お問い合わせ先>

国立淡路青少年交流の家 事業推進係

E-mail awaji-shinsei@niye.go.jp

TEL 0799-55-2695